

産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県津市森町2343番地
氏 名 株式会社エコ・プランニング
代表取締役 吉田 孔頭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬

許可の年月日 令和2年11月 5日
許可の有効年月日 令和7年 7月16日



1. 事業の範囲

【中間処理】

破 砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

以上8種類

圧 縮：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

以上5種類

選 別：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

以上8種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 7月17日	新規許可
平成15年10月31日	変更許可
平成17年 7月17日	更新許可
平成20年 9月 3日	変更許可
平成20年10月17日	変更許可
平成22年 9月29日	更新許可
平成27年 8月21日	更新許可
平成28年11月16日	変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破砕施設	三重県津市森町 字上大谷 2343	H20.8.13	廃プラスチック類 272t/日 (24h) 紙くず 136t/日 (24h) 木くず 412t/日 (24h) 繊維くず 136t/日 (24h) ゴムくず 357t/日 (24h) 金属くず 192t/日 (24h) ガラスくず等 732t/日 (24h) がれき類 331t/日 (24h)	H20.7.31	津農環 第 797-9 号
圧縮施設	三重県津市森町 字上大谷 2343	H20.3.17 (変更)	廃プラスチック類 314.4t/日 (24h) 紙くず 268.8t/日 (24h) 木くず 247.2t/日 (24h) 繊維くず 160.8t/日 (24h) ゴムくず 232.8t/日 (24h)	—	—
選別施設	三重県津市森町 字上大谷 2343	H20.3.17 (変更)	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、 ガラスくず等、がれき類 691.2m ³ /日 (24h)	—	—
破砕施設	三重県亀山市中庄町 字備後瀬 631-1	H17.9.25	ガラスくず等 1,120t/日 (8h) がれき類 1,120t/日 (8h)	H13.2.1	北生環鈴 第 508-6 号